

会津大学における大学発ベンチャーに対する
対価として取得する株式等の取扱規程

第1条（趣旨）

本規程は、公立大学法人会津大学（以下「本学」という。）が、大学発ベンチャーの育成に資することを目的として、大学発ベンチャーから本学の研究成果に係るライセンス等の対価として株式等を取得する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条（定義）

本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）「知的財産権」とは、会津大学教員等の職務発明等に関する規程（以下「職務発明規程」という。）第3条第1項に基づき権利を承継したもので、公立大学法人会津大学固定資産管理規則第3条第1項第2号に規定する知的財産権をいう。
- （2）「ライセンス等」とは、知的財産権の譲渡及び提供又は実施権の設定、実施許諾及び利用許諾をいう。
- （3）「株式等」とは、株式及び新株予約権をいう。
- （4）「大学発ベンチャー」とは、会津大学における起業支援に関する規程第2条第1号に規定する「起業者」に該当する個人または法人をいう。
- （5）「インサイダー取引」とは、金融商品取引法第166条に規定する有価証券の取引等をいう。

第3条（株式等の取得）

本学は、ライセンス等を行う相手方が大学発ベンチャーであり、かつ当該大学発ベンチャーが次の各号のいずれかに該当するときは、ライセンス等の対価の一部又は全部を株式等により取得することができるものとする。なお、株式等の取得に当たっては、ライセンス等の対価に相当する株数を取得するものとする。

- （1）対価に相当する現金を保有していないとき。
- （2）対価を現金で支払うことによって、資金繰りに窮すると認められるとき。
- （3）対価を現金で支払うことが経営に重要な影響を及ぼすと認められるとき。
- （4）その他理事長が認めたとき。

第4条（審査）

本学が、大学発ベンチャーからライセンス等の対価について、株式等によるライセンス等の対価支払申請書（別紙様式1）により株式等による支払の申込を受けた場合には、理事長は、当該大学発ベンチャーの財務状況、事業計画、その他株式等の取得の妥当性を判断するために必要な情報を収集し、また取得株式等の数等について当該大学発ベンチャー

と交渉を行った上で、それらの事項に基づき、株式等の取得の可否、取得株式等の妥当な数等について審査を行う。

- 2 理事長は、審査に際し、株式等の価値を公正かつ客観的に評価するため、必要に応じて外部専門家から意見を聴取する。
- 3 理事長は、第1項の審査を行う場合には、会津大学職務発明審査会（以下「職務発明審査会」という）において行わせるものとする。

第5条（取得の決定）

理事長は、株式等の取得の可否について、前条第3項の審査結果を踏まえ、決定するものとする。

第6条（契約及び取得）

前条により株式等の取得が決定した場合、本学は大学発ベンチャーと株式等の取得について規定した契約書を締結し、当該株式等を取得する。

第7条（株式等の管理）

大学発ベンチャーから取得した株式等は、公立大学法人会津大会計規程の定めるところにより資産管理責任者（理事長）が管理する。

- 2 理事長は株式等を適正に管理するために管理責任者を置き、理事（総務・財務担当）をもって充てる。
- 3 取得した株式等は、管理責任者の指示のもと出納責任者（総務予算課長）が管理台帳を作成のうえ管理するものとする。

第8条（株式等保有の正当性確保）

管理責任者は、前条の規定に基づき株式等を保有している間、本学財務諸表の附属明細書において、保有株式等の名称及び保有理由を開示することにより、保有の正当性を担保しなければならない。

第9条（新株予約権の行使）

管理責任者は、株式の上場等により新株予約権の行使が可能となった場合は、速やかに新株予約権を行使し、株式を取得するものとする。ただし、行使価格が売却価格を上回ると見込まれるときは、行使しないものとする。

- 2 前項に定める場合のほか、管理責任者が必要と認めた場合には、適時に新株予約権を行使することができる。
- 3 管理責任者は、本学が管理する新株予約権の行使前に、新株予約権発行会社の吸収合併等により第三者から当該新株予約権の買取りの申出があったときは、職務発明審査会の

議を経て、本学における当該新株予約権の売却を決定することができる。

- 4 管理責任者は、本学が管理する新株予約権について、行使期間満了までに株式公開等が見込めない場合は、職務発明審査会の議を経て、新株予約権の売却等を行うものとする。

第10条（株主としての権利行使）

理事長は、第4条及び第5条の規定により取得した株式等に基づく株主総会における剰余金の配当を受ける権利等、当該大学発ベンチャーから経済的利益を受けることを内容とする権利について、職務発明審査会の議を経て、行使することができる。

- 2 理事長は、第4条及び第5条の規定により取得した株式等に基づく株主総会における議決権等、当該大学発ベンチャーの経営に参加し又は業務執行の監督・是正を行うことを内容とする権利について、原則として行使しない。ただし、議決権を行使しないことが当該大学発ベンチャーの経営に著しい影響を与える可能性があると考えられる場合においては、この限りではない。

第11条（株式等の売却等）

株式等の売却に当たっては、原則として、換金可能な状態になった時点で売却するものとする。その際、金融商品取引法等の関連規定を遵守し、適切に売却する。

- 2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する場合、理事長は、職務発明審査会の議を経て、当該株式等の保有を決定することができる。
 - (1) 換金可能な状態になった時点で、ライセンス等の対価に見合わないと判断した場合
 - (2) 一斉かつ大量に売却することにより価値の急激な下落を招く恐れがある場合
- 3 第1項により株式等を売却する際は、インサイダー取引防止の観点から、管理責任者が原則として有価証券処分信託、株式処分信託等を利用して行うものとする。

第12条（インサイダー取引の防止）

理事長は、大学発ベンチャーから取得した株式等の適正な売却を行うため、本学に勤務する教職員（非常勤を含む）であって、株式等の発行会社に出資、兼業、共同研究等を通して関与する教職員（以下「大学関係職員」という。）に対して、公立大学法人会津大学利益相反マネージメントに関する要綱に基づき、インサイダー取引の抵触の有無を確認するために、株式の保有状況を個別に調査するものとする。

- 2 管理責任者は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第166条その他の法令等を遵守し、大学関係職員からの情報によって、本学が管理する株式等の売却時期を恣意的に操作してはならない。

第13条（実施補償金等の配分）

ライセンス等の対価として株式等を取得した場合における当該知的財産権に係る発明者

等への実施補償金については、株式等を取得した後、当該株式等を換金して収入を得たときに限り、それぞれ会津大学教員等の職務発明等に関する規程第14条第1項の規定を準用する。

第14条（雑則）

本規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。

別紙様式1（第4条第1項関係）

年 月 日

株式等によるライセンス等の対価支払申請書

公立大学法人会津大学理事長 殿

住 所	
名 称	
代表者名	
電話番号	

ライセンス等の対価として、下記の通り株式等による支払いを希望します。

記

1. 支払を希望する株式等の区分： 株式 新株予約権 （いずれかを選択）

2. 希望するライセンス等（複数選択可）

（1）知的財産権の譲渡及び提供又は実施権の設定、実施許諾及び使用許諾
（希望する形態及び関連する特許登録番号等： ）

（2）成果有体物の提供及び使用許諾
（希望する形態及び成果有体物の名称： ）

（3）その他（具体的に： ）

3. 2において選択した、希望するライセンス等と自社の事業計画との関連性

4. 申請区分（複数選択可）

- （1）対価に相当する現金を保有していないため
- （2）対価を現金で支払うことによって、資金繰りに窮するため
- （3）対価を現金で支払うことが経営に重要な影響を及ぼすため
- （4）その他特段の理由があるため（ ）

5. 4.区分を選択した理由等

※会社の財務状況、事業計画、その他株式等の情報について資料を添付すること